

改正 2010年4月1日

2016年4月1日

第1条 中京大学の部室の管理運営については、中京大学部室使用規程に定めるほか、この細則の定めるところによる。

第2条 使用時間は、午前8時30分から午後8時までとする。特に規定時間外及び休日に部室を使用するときは、あらかじめ学生支援課又はスポーツ振興課に届け出ることとする。

第3条 使用者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 部室は、使用願書に記載した目的以外の用途に使用しないこと
- (2) 部室内の諸施設の無断改装及び譲渡、転貸をしないこと
- (3) 建物又は施設設備等を故意又は重過失により滅失破損した場合は、速やかに学生支援課又はスポーツ振興課に届け出て、その実費を弁済すること
- (4) 部室から退出するときは、火気の有無を点検し、出入口扉を確実に閉鎖して、盗難予防及び防火に気をつけること。また、防火責任者を明示すること
- (5) 部室及びその周辺の清潔整頓に努め、共同使用に供する箇所は、各団体輪番制で清掃を行なうこと
- (6) 部室での宿泊、飲酒は厳禁とする。また、部室内への危険物の持ち込み及び金銭等の貴重品を保管しないこと
- (7) 部室の使用責任者は顧問及び各部・サークル代表者とする

第4条 部室の使用認可は、毎年度更新することとする。部室の使用認可を受けようとする団体は、12月20日までに所定の使用願書を学生支援課又はスポーツ振興課に提出しなければならない。

第5条 この細則に違反した団体は、部室の使用認可を取り消す。

第6条 部室の管理・使用に際し、この細則に定めのない事項については、学生支援課及びスポーツ振興課が協議して決定する。

附 則

この細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2016年4月1日から施行する。